

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：自然環境局

施策名：（施策5）生物多様性の保全と自然との共生の推進

施策体系：（目標5-4）動物の愛護及び管理

評価結果の概要

【達成の状況】

- 動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新改築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【必要性】

- 都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。
- 動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。
- 平成21年6月にペットフード安全法が施行され、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応に取り組んでいく必要がある。

【有効性】

- 以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取り数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。
 - ・動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物愛護を呼びかけるポスターや適切な飼養方法に関するパンフレット等を作成、配布することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。
 - ・都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施し、「動物適正飼養講習会」には全国から計54名が、「動物適正譲渡講習会」には全国から計142名が参加した。
 - ・都道府県等によって引取り又は収容された犬ねこ等の返還、譲渡の促進を図るため、インターネットを活用したデータベース・ネットワークシステムを運用するとともに、動物適正譲渡講習会の実施、DVD教材等の作成、配布等を行った。
 - ・改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用のため、動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検を行うとともに、当該施策の更なる推進に向けた基礎的調査や情報収集等を実施した。
 - ・集合住宅を含む住宅密集地において人と犬や猫が調和した快適な居住空間の維持向上、人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的な配慮事項等をまとめた犬猫の適正飼養についてのガイドラインを作成し、広く周知した。
- ペットフード安全法が施行され、法の周知や関係機関等との連携体制の構築等といったペットフードの安全確保の体制整備を行った。

【効率性】

- 動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省（地方環境事務所を含む）、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多様な媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。
- ペットフード安全法は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を事務局として各地方ブロック毎に連携体制を構築している。

【今後の展開】

- 動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民の連携強化等の取組に対する支援等を幅広く推進する。
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検等を実施するとともに、法改正から5年を目途とした制度の見直し

に向けた施行状況の実態把握と、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題解決に向けた所要の措置について検討を行う。

- 引き続きマイクロチップを始めとする個体識別措置の普及啓発等を実施するとともに、全国数カ所でマイクロチップの普及推進事業を行う。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加及びシステムの一層の充実等を図るとともに、都道府県等による動物の適正譲渡の推進を目的とした講習会を開催する。【<http://www.jawn.go.jp/>（収容動物データ検索サイト）】
- 継続して都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
- 都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を開催する。
- ペットフードの安全性に関する更なる基準・規格の策定の検討、犬ねこ以外動物のペットフードに関する適正な給餌の在り方等について動物の飼養者に対する普及啓発を行う。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位	①(間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]						
指標年度等	H17 年度	H18 度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	392,232	374,160	336,349	315,107	集計中	—
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—		
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)					